

2025 年改正法の施行に係る

建築士サポートセンター開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

一般社団法人和歌山県建築士事務所協会

令和 4 年 6 月 17 日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和 7 年 4 月から、旧 4 号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

国土交通省では、2025 年改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を令和 6 年度から全都道府県において構築しています。

和歌山県においては、令和 6 年 1 2 月 1 日より、(一社)和歌山県建築士事務所協会に「建築士サポートセンター」を開設します。

◎ 建築士サポートセンターの概要

○ サポート内容

- (1) 申請図書関係・・・・・・・・・・確認申請図書作成アドバイス等
- (2) 構造関係（経過措置あり）・・・・・・・・・・確認申請図書作成アドバイス等
- (3) 省エネ関係・・・・・・・・・・省エネ適判の手続きアドバイス等

○ サポートの流れ

- ① お申込み 申込者が事務局(和歌山県建築士事務所協会)にサポート申し込み
(受付 12 月 1 日より開始)
- ② サポート内容確認 申込者が事務局にサポート申請書を提出
(申請書は、協会ホームページからダウンロードして下さい。)
- ③ サポート日時連絡 事務局が申込内容を確認し、事前電話サポート
若しくは個別サポート(対面)かを申込者に連絡
- ④ アドバイスの実施

○ 費用 無料

○ 期間 令和 6 年 1 2 月 1 日（月）～ 令和 7 年 2 月 2 8 日（金）

○ 主な留意事項

- ・サポートでのアドバイスでは、具体的な設計提案などを行いません。
- ・和歌山県内の計画案件を対象としておりますので、他の都道府県の計画案件に関してはサポートの対象外です。

お問合せ 事務局：(一社)和歌山県建築士事務所協会

〒640-8045 和歌山市卜半町 3 8 番地（建築士会館 3 F）

TEL：073-432-6539 FAX：073-432-6559

E-mail：info@w-aaf.or.jp URL：https://www.w-aaf.or.jp